

令和3年10月14日

入札依頼書

入札参加業者様

大阪市北区社会福祉協議会

大阪市北区社会福祉協議会電話交換機設備借入（リース）・設置工事業務に係る入札を行いますので、次の要領でご参加ください。

記

- 1 入札案件名 大阪市北区社会福祉協議会電話交換機設備借入・設置工事業務
- 2 見積内容 別紙仕様書のとおり
- 3 応募資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。
 - (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - (3) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 4 応募手続

入札への参加を希望する場合は、「入札参加申請書」（様式1）を令和3年10月22日（金）までに本会宛 FAX にて申し込みください。
- 5 入札方法

入札日の午後3時までに下記担当あて見積書を提出してください。（郵送又は持参のこと。期限までに届かない場合無効となります。）

（提出先） 大阪市北区社会福祉協議会 （担当：安井）
大阪市北区神山町15-11
- 6 入札日・場所

令和3年10月27日（水） 午後3時 大阪市北区社会福祉協議会内 会議室

※入札結果は、後日お知らせしますので、必ずしも立ち会う必要はありません。
- 7 その他
 - ・必ず事前に現地調査を実施したうえで見積書を作成・提出すること。
 - ・但し、現地調査に係る費用が発生する場合は、貴社にてご負担ください。
 - ・見積品のカタログ等を事前に提出し、担当者の了承を得たうえで見積書を提出すること。
 - ・見積書様式は自由（A4サイズで縦・横自由）
 - ・消費税及び地方消費税を含めた見積書で提出すること。
 - ・支払月額（リース料金）の最も安価な業者を落札業者とする。
 - ・入札結果はFAXでお知らせします。
- 8 問合せ先 大阪市北区社会福祉協議会 （担当：安井）

大阪市北区神山町15-11 Tel 06-6313-5566
Fax 06-6313-2921

(様式1)

令和3年 月 日

入札参加申請書

「大阪市北区社会福祉協議会電話交換機設備借入・設置工事業務」の入札に参加したいので申請します。

貴社名			
代表者氏名			
担当者名			
所在地			
電 話		F A X	
メールアドレス			

申 込 先 : (FAX) 06-6313-2921

大阪市北区社会福祉協議会 担当: 安井

申込期限 : 令和3年10月22日(金)

仕様書

大阪市北区社会福祉協議会電話交換機設備借入・設置工事業務（リース）

- (1) この仕様は大阪市北区社会福祉協議会が発注する電話交換機及び電話機の借入・設置等に係る業務委託に適用する。
- (2) 受注者は発注者が指定する電気通信事業者に対する申請手続を行う。

履行場所

大阪市北区社会福祉協議会（北区在宅サービスセンター内）
1階事務所～4階会議室

納入機器構成

- (1) 電話交換機本体 1台
- (2) 多機能電話機（24ボタン以上） 37台
- (3) 配線据付工事 1式

電話交換機本体、電話機配線工事含む。

担当者と打合せのうえ設定すること。

*過去に納入及び運用実績をもち、かつ保守を容易とする標準的な既製品であることを条件とする。

納入機器仕様

- (1) 電話交換機本体 1台

交換方式	制御方法	蓄積プログラム制御方法	
	収容回線	アナログ回線 INS64 専用線	光電話 IP電話回線
容量・実装		実装	備考
	INS64	12回線（12CH）	
	アナログ回線	12回線（12CH）	
	ひかり電話	12CH	
必須機能	ナンバーディスプレイ対応 留守番電話機能を有すること デジタル多機能電話機40台以上接続可能なこと		

- (2) 多機能電話機37台

ボタン数	24ボタン以上有すること	
電話帳	1,000件以上	
発着信履歴	着信40件以上	発信40件以上

工事関連

- (1) 落札者に配布するレイアウト図のとおり電話機を設置できるように電話機を据付すること。
- (2) 既設配線を全て再配線すること。追加の電話機までの配線も行うこと。
- (3) 工事に伴う机等什器を移動させた場合は原状に回復すること。
- (4) その他、工事に必要な事項についてはその都度、担当者と協議すること。

旧機器の廃棄

現在設置されている電話交換機本体及び多機能電話機は受託者において引取り適正に廃棄をすること。

契約方法

リース（5年）

納期日

令和3年12月19日（日）までに設置すること。

設置工事日は協議の上決定するが、当協議会の業務に支障の出ない曜日・時間帯に実施すること。

電話交換機及び電話機の運用設定について

今回実施する電話交換機及び電話機（以下「電話機等」という。）の新設により、電話機等が保有する機能を最大限に生かした効率的な電話対応業務を実施する事としている。

具体的には、以下の（ア）～（エ）に基づく運用を行うこととしている為、それに基づき電話機等の設定を行うこと。

なお、設定の方法に係る相談・協議は行うが、設定の可否及び改札後の追加費用の相談・申し出等には応じない

（ア）提供する一覧表をもとに短縮ダイヤルを設定すること

（イ）それぞれの電話機に内線番号を設定するほか、複数の内線で組んだグループ内の内線電話機を同時に呼び出す機能を設定すること

（ウ）ナンバーディスプレイを利用し電話帳などの詳細表示ができること。

（エ）その他、本仕様書に定めのない事項については、担当者と協議の上、設定を行うこと。

その他

（1）納入する製品は環境適合製品であること。

（2）納入にあたっては担当者と綿密な打合せの上、業務に支障のないように実施すること。

（3）本業務に必要な設備、材料、搬送、設定などにかかる全てを費用に含むこと。

（4）納入後、運用開始時に取扱説明をすること。

（5）疑義に関しては担当者と十分に協議をすること。

（6）運用開始後の営業日初日において、正常な運用確認のため、立ち会いを行うこと。

以上